

障害者の週20時間未満の 短時間雇用に関する調査研究

○岩佐 美樹 (障害者職業総合センター) 内藤眞紀子・野澤 紀子・ (元障害者職業総合センター) 布施薫・ 永登 大和・中山奈緒子 (障害者職業総合センター)



背景と目的①

障害者雇用施策の主な対象:

- ▶週20時間以上の身体・知的・精神障害者
 - □障害者雇用率制度の算定対象
 - □常用雇用労働者数の2.3%の雇用義務(従業員数43.5人以上)

週所定労	働時間	30時間以上	20時間以上 30時間未満			
身体障	害者	1	0.5			
	重度	2	1			
知的障害者		1	0.5			
	重度	2	1			
精神障	害者	1	0.5%			

精神障害者である**短時間労働者**は、以 下の要件を満たす場合、**1カウント**として 計上

(2018年4月から5年間の特例処置)

- ・新規雇入れから3年以内
- ・手帳の交付から3年以内
- ・令和5年3月31日までの雇入れ
- ・令和5年3月31日までの手帳交付



背景と目的②

✓週20時間未満の雇用を希望する障害者・企業のニーズや実態、 課題は明らかになっていない

目的:

週20時間未満での雇用の可能性等について探り、 そのために必要な支援・制度のあり方を検討

□調査内容:

- ●週20時間未満での就労ニーズや就労実態
 - ▶アンケート調査(就労継続支援事業所)
- ●支援の現場における工夫や課題
 - ▶企業ヒアリング調査
 - ▶就労継続支援事業所等ヒアリング調査

	週20時間未満の雇用								
	希望者 有	就職者 有							
A型	8.7%	2.4%							
B型	16.2%	6.0%							

B型事業所との併用利用のニーズ



企業ヒアリング調査



実施方法

- □調査対象:
 - 週20時間未満での障害者雇用(経験)企業13社
- □主な調査内容:
 - 1. 障害者雇用状況
 - 2. 週20時間未満の障害者雇用状況
 - 3. 雇用している障害者に対する支援や配慮
 - 4. 週20時間未満の障害者雇用に関する意見・要望
 - 5. 障害者の意見・支援者の意見
 - □実施時期:

2020年7月~2021年7月



結果

事例番号			現在の雇用障害者数		週所定労働時間20時間未満で働く 障害者の障害種別						ヒアリング対象			
	従 業 員 数		労働時 間20	週所定 労働時 間10 時間未 満	身体障害	知的障害	精神障害	高次脳機能•	難病	(手帳なし)	事業土	障害者	支援機関	
1	繊維工業	3	1		1			1				0	0	0
2	木材・木製品製造 業(家具を除く)	12	8		8				8			0	0	
3	職業紹介• 労働者派遣業	1,106	647	4		2		1		1		0	0	
4	社会保険・社会 福祉・介護事業	22	6		1			1				0	0	
5	社会保険・社会 福祉・介護事業	55	3	1				1				0	0	
6	社会保険・社会 福祉・介護事業	8	2	1				1				0	0	
7	社会保険・社会 福祉・介護事業	130~140	4	2			2					0		0
8	洗濯・理容・ 美容・浴場業	42	2	1				1				0		0
9	医療業	668	28	4				4				0		
10	社会保険・社会 福祉・介護事業	160	14	1			1					0		
11	印刷•同関連業	10	6	1	1			2				0		
12	社会保険・社会 福祉・介護事業	210	5	2			1	1				0		
13	食料品製造業	約70	9	1※			1					0		



結果①

- 1. 過20時間未満の障害者雇用に至った理由
- □ 採用時に週20時間未満
 - ✓求人条件に関すること(9企業)
 - ✓職業リハビリテーション等に要する時間に関すること (3企業)
 - ✓ワークライフバランスを考えての本人の希望に関すること (1企業)
- □ 採用後に週20時間未満
 - ✓体調に関すること(2企業)
 - ✓家族の介護等の家庭の事情(1企業)
 - ✓本人の能力特性等に応じた職務及び勤務時間の調整(1企業)



□ 採用時に週20時間未満の雇用

- ✓ 求人条件に関すること(9企業)
 - 求人条件がもともと週20時間未満(4企業:事例3,4,7,11)
 - ・障害者採用の求人(2企業)

事例4:精神障害者の強みを活かそうと創設された ピアサポーターという職務

事例7:障害者の継続雇用のため、1人分の職務を ワークシェアリングして創出した職務

・一般の求人(2企業:事例3,11)

事例3: テレワーク ←就労継続A型事業所における 週20時間勤務が困難となった障害者が転職

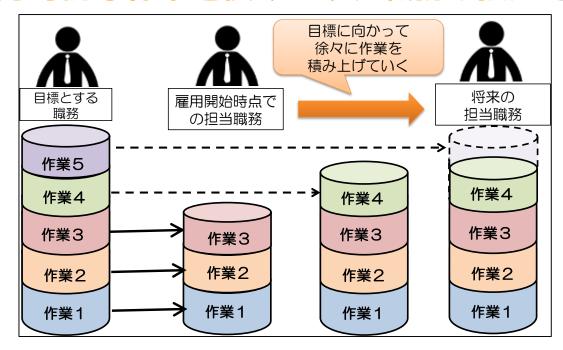
事例11:事業所内の職務を細分化した職務

● 週20時間未満の雇用に対するニーズを踏まえた職務創出の 事例(5企業:事例1,2,6,12,13)



□ 採用時に週20時間未満の雇用

- ✓ 職業リハビリテーション等に要する時間に関すること (3企業)
 - ・事例6:ピアスタッフとしての職務の創出・拡大を図る
 - ・事例10:対応可能な作業を積み上げ、職務の拡大を図る



・事例9:働きながら、職業準備性を整える

(多くの人は週20時間以上の雇用へ)



- □ 採用後に週20時間未満の雇用(4企業)
 - ✓体調に関すること

事例7:ワークシェアリングによる労働時間の短縮

事例9:体調変化等にあわせ、柔軟に勤務時間を変動

✓ 家族の介護等の家庭の事情(事例8)

事例8:家族の介護と仕事の両立のため労働時間を短縮

✓本人の能力特性等に応じた職務及び勤務時間の調整

事例10:継続雇用のため勤務時間、作業内容等を調整



結果②

- 2. 雇用している障害者に対する支援及び配慮
 - □「労働時間」に関すること(12企業)
 - □「環境整備」に関すること(8企業)
 - □「職務」の創出に関すること(8企業)
 - □「コミュニケーション」に関すること(4企業)
 - □「作業」に関すること(4企業)
 - □「キャリア形成」に関すること(3企業)
 - □「職業生活」全般にわたること(3企業)



結果③

- 週20時間未満の障害者雇用に対する意見及び 要望等
- □ 障害者・企業双方のメリットに関する意見
 - ✓ 一般就労・職業生活維持の可能性が広がる
 - ✓ 1人の労働者として貢献してもらっている
 - ✓ 能力が十分発揮できる職務と時間で、職場にとっ て欠かせない存在となっている
- □ 障害者・事業主への支援に関する意見
 - 週20時間未満で雇用する事業主への支援
 - 職業リハビリテーションサービスに関する要望
 - ▶ 職業リハビリテーションサービスの提供により、週20時間以 上に移行できた事例もあった
 - ▶ 精神障害者の中には、週20時間以上の勤務が難しい人もいる 🗉



結果④

4. 障害者の意見等

体調管理・健康維持

周囲の理解・支援 + 週20時間未満 の雇用



ワークライフバランス

ライフステージの変化 への対応



生活の質の向上一般就労の継続

収入



考察①

□ 支援や配慮の一環としての短時間雇用

週20時間未満の雇用に対する障害者のニーズ



障害者の力を職場で活かそうとする事業主の姿勢 様々な工夫や配慮



企業及び雇用されている障害者双方に利益をもたらす 週20時間未満の障害者雇用



考察②

- □ 就労の可能性を広げる選択肢としての短時間雇用
 - ✓ どんなに支援がなされても週20時間以上の雇用が難しかった事例
 - ✓ 週20時間未満の雇用とすることで、体調やワークライフ バランスを保って働くことができていた事例



より多くの障害者の一般就労の可能性が高まる



いかに支援をしていくべきかの問題



考察③

□ 短時間雇用中の職業リハビリテーションの重要性

